

松監事第22号
令和8年8月19日

松本市長 臥 雲 義 尚 様

松本市監査委員 上 杉 陽 一
同 竹 本 祐 子
同 村 上 幸 雄

令和7年度経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和8年6月2日から令和8年8月18日まで

3 審査の内容

- (1) 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき適正に作成されているか、などに主眼を置き、松本市監査基準に準拠して審査を実施しました。
- (2) 市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類と照合するとともに、関係部局から説明を受けました。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成され、いずれも適正に作成されているものと認められました。

区 分	令和7年度 資金不足比率	令和6年度 資金不足比率	(参考)経営健全化 基 準
	%	%	%
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	20.0
上高地観光施設事業会計	—	—	20.0
地域排水施設事業会計	—	—	20.0
農業集落排水事業会計	—	—	20.0
公設地方卸売市場特別会計	—	—	20.0
奈川観光施設事業特別会計	—	—	20.0
松本城特別会計	—	—	20.0

※ 「—」は、資金不足額がないことを示します。

5 附帯意見

資金不足比率は、全ての公営企業会計において資金不足が生じておらず、該当なしとなっています。

人口減少や物価高騰の影響を受け、今後も厳しい経営環境が予想されるため、資金不足に陥らないよう留意するとともに、より一層の経営健全化に向けて、計画的な経営に努めてください。